感染症による出席停止および治癒証明（登校許可）書

次の疾病は、学校保健安全法第 19 条によって、他の生徒に感染するおそれがある間は、登校できません。

第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
第２種	インフルエンザ*（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*

疾病が治癒し、医師から登校許可がありましたら、医療機関にて別紙の「感染症治癒証明（登校許可）書」に証明を受け、担任へ提出してください。この様式以外の治癒証明書でも内容が同等であれば結構です。

＊　インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に限っては保護者等の記入による「インフルエンザ・コロナウイルス感染症治癒報告書」のみの提出で可です。その際、罹患が確認できる医療費明細書または薬剤情報提供書（インフルエンザの場合のみ有効）を添付してください。

＊　第３種の「その他の感染症」については医師が出席停止の必要と認める感染症となります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等も医師が認めれば対象となります。

参考

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発疹が消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、軽快後１日を経過するまで。

＊　周囲への感染拡大を防ぐために必ず医師の指示に従ってください。

＊　報告書等について、不明な点があれば担任か保健室までお問合せください。

＊　様式はHP からダウンロードもしくは「西春生のための手引き」の該当ページをコピーしてください。

インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

愛知県立西春高等学校長殿

1　生徒氏名　　年　　組　　番　氏名

2　病名　　インフルエンザ　（　　型）・　新型コロナウイルス感染症

3　出席停止期間

年　　月　　日より　　年　　月　　日まで欠席させました。

出席できる状況になりましたので登校させます。

年　　月　　日

保護者等名

＊　裏面に医療費明細書（コピー可）を添付してください。なお、インフルエンザの場合は、薬剤情報提供書でも可です。

---切---り---取---り---線---

下記の証明は、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は必要ありません。

担当医殿

愛知県立西春高等学校長

お手数をおかけしますが、感染拡大防止のため、下記の様式にご記入をお願いします。

感染症治癒証明（登校許可）書

1　生徒氏名

2　病名

3　出席停止期間

年　　月　　日より　　年　　月　　日まで

上記の疾病が治癒しましたので、登校を許可します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名